

案

ふじのくに  
「有徳の人」づくり大綱

— 教育における地方創生の実現に向けて —

2018年3月

静岡県

## はじめに

本県の目標は富国有徳の美しい“ふじのくに”づくりです。原点は日本の霊峰・富士です。「富士」の字は、豊かな「富」を学徳のある「士」が支える形です。富士の字形を地域の形にする、即ち、豊かな富を創出する「有徳の人」を育成する、それが“ふじのくに”の教育理念です。



“ふじのくに”づくりは実践的な学問に基礎付けられなければなりません。古代の日本は「仏教」で鎮護国家を建設し、江戸時代の日本は「儒学」とりわけ「朱子学」で徳治国家を建設し、近代の日本は「洋学」を基にして西洋流の富国強兵国家の建設に成功しました。仏教、儒学、洋学は当時の実学でした。

明治以来の中央集権の限界が明らかになった今、地域自立の“ふじのくに”づくりには、新たな実学が必要です。それは“ふじのくに”に根ざした身土不二の実学でなければなりません。学校は「知性を高める学習」が中心です。それにとどまらず「技芸を磨く実学」を奨励し、子供の学びの場を実習（ものづくり）・スポーツ・芸術・芸能に広げ「文武芸三道の鼎立」を実現します。

『論語』に「十五にして学に志す」とありますが、将棋の藤井聡太さん、卓球の平野美宇さん、伊藤美誠さんなどのように、十代前半で「生きる道」を見出した少年・少女がいます。子供は十代で自分の個性を知り得ます。知性、感性、身体能力など子供の才能に応じた教育を施すことが重要です。あわせて国際的視野を身に付け、新しい価値を創造して社会に貢献し、未来を切り拓く人材を育むことも大切です。

地域の自立の基礎は教育の自立です。教育を学校の先生にだけ任せる時代ではありません。「地域の子供は地域の大人が育てる」という決意をもって、地域社会の大人の誰もが、子供の見習うべき先生であると自覚し、地域ぐるみ・社会総がかりで子供を育てましょう。

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」の未来を担う「有徳の人」づくりを進め、教育における地方創生をもろともに推進してまいろうではありませんか。

2018年3月

静岡県知事 川勝平太

# 大綱の位置付け等

## 1 大綱の位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本県の教育の理念や施策の基本方針を、県民の皆様にわかりやすく伝えるため、策定したものです。

本県の最上位計画である静岡県総合計画における教育、学術、文化等に関する部分に基づき、本県教育が目指す理念や方向性をまとめてあります。

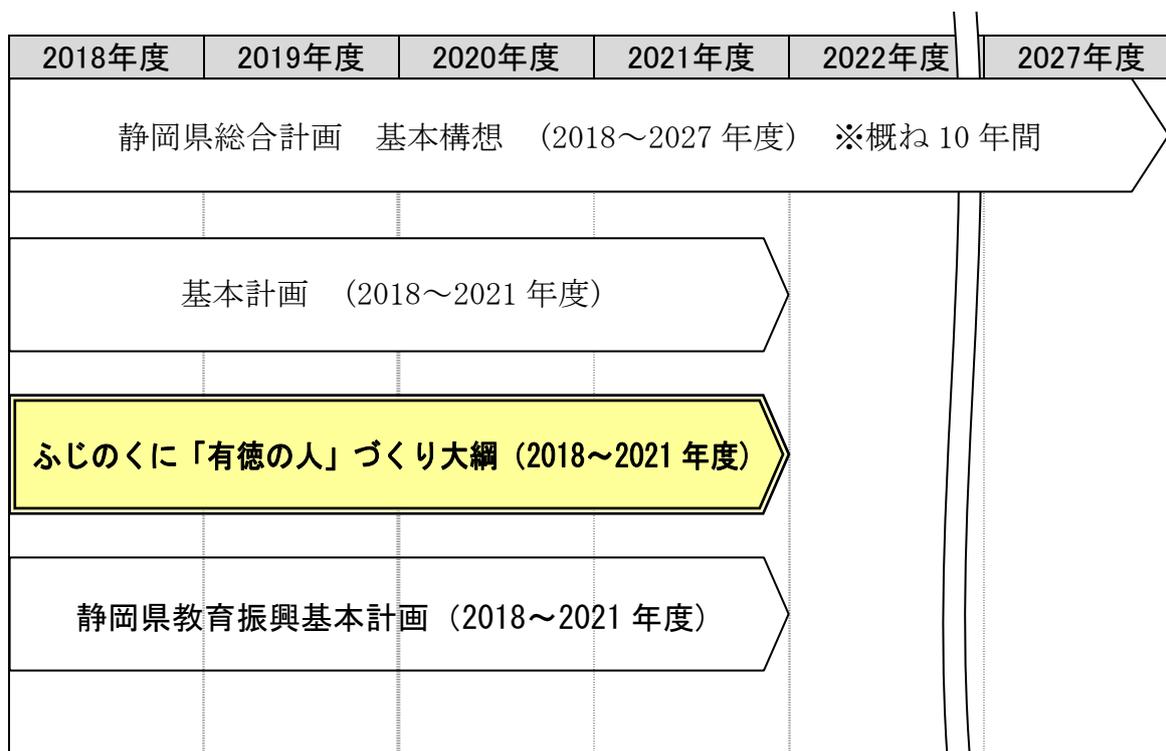
また、本大綱の理念を踏まえ、今後4年間に取り組むべき具体的な施策をまとめたものが、静岡県教育振興基本計画となります。

なお、静岡県文化振興基本計画、静岡県スポーツ推進計画、静岡県子ども読書活動推進計画等、県の教育、文化、スポーツ等の各分野別計画とも関連するものです。

## 2 大綱の期間

本大綱の期間は、静岡県総合計画及び静岡県教育振興基本計画と同様、2018年度から2021年度までとします。

2022年度以降は、新たな総合計画の基本計画策定に併せて、新たな大綱と県教育振興基本計画を策定することとします。



## “ふじのくに”における教育の基本理念

静岡県は、「富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり～静岡県を<sup>ドリームス</sup> <sup>か</sup> Dreams come true in Japan <sup>トル</sup> <sup>イ</sup> <sup>ジャ</sup> <sup>パン</sup>の拠点に～」を県政運営の基本理念として掲げています。“ふじのくに”の礎は何といたっても人材であり、人材を育成するための柱は教育です。

そこで、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し、行動する人を徳のある人、すなわち「有徳の人」と捉え、“ふじのくに”の未来を担う「有徳の人」の育成を進めていきます。

### 基本理念：「有徳の人」の育成



「有徳の人」とは…

#### ① 自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人

例えば…

- ・様々なことに興味を持ち、自らの知識を増やす努力をしている人
- ・美しい立ち居振る舞いや礼儀作法を身に付けている人
- ・決められたルールや約束をしっかりと守ることができる人

#### ② 多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人

例えば…

- ・ひとりひとりの長所を見つけ、相手の立場を尊重できる人
- ・家族や友達に感謝し、ありがとうの気持ちを大切にできる人
- ・周りの人とコミュニケーションをとって行動できる人

#### ③ 社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

例えば…

- ・困っている人を見たら、手を差し伸べることができる人
- ・地域の行事に積極的に参加し、幅広い世代の人々と協力できる人
- ・自分の住む地域を愛し、地域の文化や伝統を大切にしている人

“ふじのくに”における教育の基本理念を全ての県民が共有し、社会全体で「有徳の人」づくりに取り組むため、ここに「有徳の人」づくり宣言をします。

## 「有徳の人」づくり宣言

教育における地方創生を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、

一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。

一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。

一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現します。

## 「有徳の人」づくりに向けた重点取組方針

「有徳の人」づくりのため特に重要な次の事項について、本大綱の期間中、県と県教育委員会が一体となって重点的に取り組んでいきます。

### ○ 「知性を高める学習」の充実

子供たちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を身に付けさせるとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を向上させます。

### ○ 「技芸を磨く実学」の奨励

一人一人の能力や適性、意欲に応じた多様で柔軟な教育をより一層展開するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツなどの様々な分野において自らの才能を伸ばす実践的な学問としての「技芸を磨く実学」を推進します。

### ○ 学びを支える魅力ある学校づくりの推進

社会の激しい変化や地域・保護者からの期待に応える「地域とともにある学校」としての役割を実現するための組織マネジメント機能の強化を図ります。

### ○ グローバル人材の育成

郷土の魅力を的確に伝えることができるコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を備えた、国際的視野を持つグローバル人材を育成します。

### ○ イノベーションを牽引する人材の育成

高度な専門的知識と倫理観を基礎に、新たな価値を生み出す創造性を備え、既存の様々な枠を超えて活躍できるイノベーションを牽引する人材を育成します。

### ○ 高等教育機関の機能強化

公立大学法人への支援の充実のほか、大学間及び大学・地域連携の促進などにより、高等教育機関の教育・研究機能の充実とその成果の地域還元を図ります。

### ○ 新しい時代を展望した教育行政の推進

県と市町の連携・協力の下、教育行政上の課題解決と地域の特色を生かした教育に取り組むなど、社会全体の意見を反映した教育行政を推進します。

### ○ 地域ぐるみの教育の推進

学校、家庭、地域、企業等の連携・協働による社会総がかりの教育に取り組むとともに、生涯を通じた多様な学習ニーズへの適切な支援を行います。

### ○ 誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

全ての人が、生まれ育った環境や経済的理由に左右されず、質の高い教育を受け、自らが持つ能力・可能性を最大限に伸ばすことができる教育を推進します。

### ○ 「命を守る教育」の推進

社会総がかりで安全な社会の構築に向けた機運を高めるとともに、家庭、地域、学校、行政の連携による防災、防犯、交通安全の取組や知識の習得を進めます。

## 静岡県総合計画

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり

ドリームズ 加 トル イ ジャパン

～静岡県をDreams come true in Japan の拠点に～

## ふじのくに「有徳の人」づくり大綱

### 「有徳の人」づくり宣言

一、「文・武・芸」  
三道の鼎立を実現  
します。

一、生涯にわたっ  
て自己を高める学  
びの場を提供し、  
多様な人材を生む  
教育環境を実現し  
ます。

一、地域ぐるみ、  
社会総がかりの教  
育を実現します。

第1章  
「文・武・芸」  
三道の鼎立を  
目指す教育の実現

第2章  
未来を切り拓く  
多様な人材を育む  
教育の実現

第3章  
社会総がかりで  
取り組む  
教育の実現

「知性を高める学習」の充実

「技芸を磨く実学」の奨励

学びを支える魅力ある学校づくりの推進

グローバル人材の育成

イノベーションを牽引する人材の育成

高等教育機関の機能強化

新しい時代を展望した教育行政の推進

地域ぐるみの教育の推進

誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進

「命を守る教育」の推進

静岡県教育振興基本計画



Shizuoka Prefecture

静岡県文化・観光部総合教育局総合教育課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-3764 FAX 054-221-2905

県ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/>